

河内長野市開発事業 水道施設基準書

河内長野市上下水道部

目 次

1. 目的	1
2. 用語の定義	1
3. 基本設計	1
4. 設計及び施工	1
5. 水源	2
6. 手続書類	3
7. 検査	4
8. その他	4
参考資料等	5

1. 目的

この基準書は、河内長野市開発事業の手續等に関する条例・規則・施工基準に規定される開発において、水道施設の設計及び施工等に関して河内長野市給水条例・河内長野市分担金徴収条例等の関係諸法令、並びに日本水道協会発行「水道施設設計指針」に基づき行うものであるが、これらに定めのない事項であって、設計・施工上必要な事項について定めるものである。

2. 用語の定義

- (1) 「水道事業」とは、河内長野市水道事業をいう。
- (2) 「管理者」とは、上下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (3) 「事業者」とは、開発を行う者をいう。

3. 基本設計

- (1) 全体計画図（配水池・電気設備・送水管・配水管等の図面）を提出すること。特に複数年度に渡る大規模開発の場合、水道事業と密に連絡をとること。
- (2) 計画給水区域は、図面（区画割図・建物の内容・給水主管等の図面）を提出し明確にすること。
- (3) 計画給水人口は、計画戸数×3.0人にて算出した人口とすること。
- (4) 計画水量は参考資料P.6使用水量（表－1）の計算とすること。
- (5) 計画最大水量は以下の計算とすること。

$$\text{計画最大水量} = \text{計画水量} \div 0.95 \text{（有効率）} \div 0.85 \text{（負荷率）}$$

4. 設計及び施工

- (1) 開発区域内はもちろんのこと、開発区域外にある既設の水道施設及び市内全体の水運用を考慮した設計とすること。
- (2) 設計の際には耐震設計とし、各池は2池以上で分離し維持管理や将来の施設改良・更新を考慮した構造とすること。
- (3) 各水道管の口径決定の水理計算を行い、水理計算書（様式第42号）を提出すること。
- (4) 環境負荷の低い施設とすること。
- (5) 雪害や雷害等の自然災害に強い施設とすること。
- (6) 配水方式については自然流下方式を原則とし、加圧、減圧を要しないよう造成計画において充分留意すること。

- (7) 加圧、減圧を必要と判断した場合は、水道事業と協議し了承を得ること。
加圧、減圧の範囲は最小限とし、減圧施設については減圧水槽方式を原則とする。やむを得ず、ポンプ・減圧弁等を設置した場合については並列2系統とし、点検、交換等が容易な設計をすること。
- (8) 配水池の容量は、計画最大水量の12時間分に参考資料P.6 消火用水量(表-2)を加算したものとする。ただし、(1)により増減する。
- (9) 配水池の水深は3.0m~6.0mとすること。
- (10) 給水時の水圧は、最小動水圧0.30MPa~最大静水圧0.60MPaとすること。
- (11) 火災時でも動水圧0.10MPaを確保すること。
- (12) 各池の水位管理・調整は水道事業施設にて集中管理できるようにテレメータ・テレコントロールとすること。
- (13) 停電時でも自家発電等にて断水にならず、水道事業施設にて集中管理できる施設とすること。
- (14) 配管はループ管とし、行き止まり管は避けること。
- (15) 本管分岐ごとに仕切り弁を設置すること。
- (16) 交差点内及び横断歩道等には弁類は設置しないこと。
- (17) ドレン管は洗管を考慮して適所に設置すること。
- (18) 空気弁は管の頂部の空気溜のできる適所に設置すること。
- (19) 水道事業が定める「水道工事仕様書」・「給水装置に関する基準書」・「増圧式及び3・4階直結式に関する基本書」・「受水槽式に関する基本書」により設計及び施工すること。これによりがたい場合は水道事業と協議の上決定する。また「河内長野市水道事業の上水道施設新設及び移設等受託工事に関する取扱要領」によることとする。

5. 水源

専用水道（特に井戸水）の場合、事業者は関係機関の指導を受け、水質・水量・水圧については将来問題の生じない様、特に留意して対策を考えること。

6. 手続書類

(1) 申請手続

- ① 上水道施設工事指導依頼申請書兼誓約書（様式第41号）
- ② 給水装置工事申込書「河内長野市水道事業給水条例施行規程第3条」（様式第1号）
- ③ 水理計算書（様式第42号）
- ④ 設計図面 位置図・全体図・詳細図・地盤高低図・電気図面等
- ⑤ 使用材料承認図 電気設備・使用機器・器具・材料等は工事着工までに承認図を提出し、承認を得ること。
- ⑥ 委任状（様式第43号）
- ⑦ 工事着手届（様式第44号）
- ⑧ 現場代理人・主任技術者届（様式第45号）
- ⑨ 現場代理人・主任技術者経歴書（様式第46号）
- ⑩ 工事工程表（様式第47号）
- ⑪ 上水道施設工事仕様書（写し）（様式第48号）
- ⑫ 上水道施設工事内訳書（写し）（様式第49号）
- ⑬ 専用水道の場合 水道法33条・専用水道布設工事確認申請書（写し）
水道法33条・専用水道の布設工事設計確認について（写し）

(2) 工事中

- ① 工事日報（様式第50号） 1週間ごとに提出すること。

(3) 竣工手続き

- ① 工事完了届（様式第51号）
- ② 水質検査届（様式第52号）
- ③ 上水道施設工事完了内訳書（写し）（様式第53号）
- ④ 各設備取り扱い説明書
- ⑤ 竣工図面 位置図・全体図・詳細図・地盤高低図・電気図面等
- ⑥ マイラー原図
- ⑦ CD（図面）
- ⑧ 工事写真
- ⑨ 水道施設移管申請書（様式第54号）

7. 検査

- (1) 材料検査 開発地内で使用される材料は、埋め戻し砂も含めて検査する。
- (2) 水圧検査 工事進行に伴い完成した区間ごとに水圧試験を行う。注水して一昼夜経過後 1.0MPa で 30 分間保持すること。
- (3) 漏水検査 配水池・減圧水槽・その他水槽は総てオーバーフロー管上端まで水を満たし、48 時間水位を保持すること。
- (4) 施設検査 建築物・構築物全般
配筋検査・強度検査書（鉄筋コンクリート）
- (5) 電気・機械設備検査 電気設備・機械設備全般
先に提出済みの承認図どおりになっていること。
- (6) 各種ボックス検査 仕切弁・消火栓・空気弁ボックス・電気マンホール等の設置状態を検査する。
- (7) 水質検査 配水池・減圧水槽・その他水槽及び各配水管の管末にて水質基準項目（50 項目）の水質検査を有資格機関で行い提出すること。

8. その他

水質保全の為に流水する水道使用料金については、水槽の容量・メータ設置等により水量を計算し、臨時用料金の計算で事業者にて負担すること。

開発の設計及び施工等について、この基準書及び関連規程等によりがたい事項、定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、管理者の指示するところとする。

附 記

この基準書は、平成23年4月1日から施行する。

附 記

この基準書は、平成28年4月1日から施行する。

改正前の河内長野市開発事業水道施設基準書の様式により作成した用紙等で残存するものについては、当分の間、所要の調整をした上、改正後の河内長野市開発事業水道施設基準書の様式により作成した用紙等として使用することができる。

参考資料等

- 表－1 使用水量表
- 表－2 消火用水量表

- 様式第4 1号 上水道施設工事指導依頼申請書兼誓約書
- 様式第4 2号 水理計算書
- 様式第4 3号 委任状
- 様式第4 4号 工事着手届
- 様式第4 5号 現場代理人・主任技術者 届
- 様式第4 6号 現場代理人・主任技術者 経歴書
- 様式第4 7号 工事工程表
- 様式第4 8号 上水道施設工事仕様書
- 様式第4 9号 上水道施設工事内訳書
- 様式第5 0号 工事日報
- 様式第5 1号 工事完了届
- 様式第5 2号 水質検査届
- 様式第5 3号 上水道施設工事完了内訳書
- 様式第5 4号 水道施設移管申請書

表-1 使用水量表

同系列・同程度の規模の実績があれば、それを優先する。

給水対象物	使用水量	使用時間	使用者
一般住宅	3000 /日	12時間/日	住民1人に付 (ファミリー住宅1戸当たり3人) (単身者用住宅1戸当たり2人)
事務所 官公庁 物販店舗	1000 /日	8時間/日	在勤者1人に付
料理店 劇場等	300 /日	10時間/日	客1人に付
病院		10時間/日	
300床未満	5000 /日		1床に付
300床以上	10000 /日		1床に付
スーパー	120 /日 1000 /日	8時間/日	客1人に付 店員1人に付
デパート	30 /日 1000 /日	8時間/日	客1人に付 店員1人に付
宿泊施設	3000 /日	8時間/日	客1人に付
保育園	800 /日	8時間/日	園児・教職員1人に付
幼稚園	400 /日	6時間/日	園児・教職員1人に付
小中学校	500 /日	6時間/日	生徒・教職員1人に付
高校以上	1000 /日	6時間/日	生徒・教職員1人に付
研究所	2000 /日	8時間/日	所員1人に付
図書館	250 /日	8時間/日	閲覧者1人に付
プール 工場			内容により水量を決定する

表-2 消火用水量表

人口 (万人以下)	消火用水量 (m ³)
0.5	50
1	100
2	200
3	300
4	350
5	400